

(1) 住民税非課税世帯に該当される世帯

1. 市から確認書を対象世帯の世帯主宛てに送付します。確認書の対象世帯への送付は、令和4年2月中旬～下旬頃を予定しています。
2. 確認書に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて返送してください。

(2) 家計急変世帯に該当される世帯

1. 家計急変世帯の認定は申請により行われ、申請書等は市から世帯主宛てに送付します。申請書等の対象世帯への送付は、令和4年2月下旬以降を予定しています。本給付金の周知のためにも、申請書等は対象となる可能性がある世帯に対して送付します。対象とならない世帯にも送付する事をご承知ください。
2. 申請書、簡易な収入（所得）見込額の申立書にご記入のうえ、必要な提出書類を添付して同封の返信用封筒に入れて返送してください。